

日本プライマリ・ケア連合学会

近畿ブロック支部会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本プライマリ・ケア連合学会近畿ブロック支部と称する。

2 英文では、Kinki Primary Care Associationと表記し、KPCAと略称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を大阪市に置く。

(目的)

第3条 本会は、近畿ブロックにおけるプライマリ・ケアに関する学術の進歩、知識の普及ならびに人材の育成を図り、プライマリ・ケアの充実および向上に寄与することを目的とする。また、人々が健康な生活を営むことができるように、地域住民とのつながりを大切にしたり、継続的で包括的な保健・医療・福祉の実践及び学術活動を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 学術集会(近畿地方会)、講演会、研修会等の開催および記録の保存管理

(2) 近畿における府県単位の支部的組織、および職種等の横断的な研究会への支援

(3) ウェブサイトの維持、管理

(4) ブロック代議員メーリングリストの運営

(3) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第5条 本会は、日本プライマリ・ケア連合学会(以下、学会)の会員のうち、近畿ブロック(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の2府4県)に所属するものをもって構成する。

(会員の権利)

第6条 会員は、総会、学術集会、その他本会が

行う事業に参加し、また本会の発行する印刷物等の配付を受けることができる。

(入会および退会)

第7条 本会への入会は、近畿ブロックに勤務地もしくは住所地を有するものが、学会に入会し、所属が近畿ブロックとなった時点でなされるものとし、他のブロックへの所属の変更、もしくは学会から退会をした時点で、本会からも自動的に退会するものとする。

(会費)

第8条 会員は、学会の近畿ブロック所属代議員による代議員会(以下、ブロック代議員会)にて別に定める会費を予め定められた期限までに納入しなければならない。

2 会費を2年間納入しなかった者は、会員の権利を失うものとする。

3 前項によらず、発足当初は当分の間、会費を徴収しない。

(名誉会員)

第9条 本会は、プライマリ・ケアに関する学識ないしは経験を有し、かつ、本会の発展ないし向上に貢献のあった者がいる場合、支部長がブロック代議員会の議決を経たうえで、名誉会員にすることができる。

2 名誉会員の会費は、これを納入することを免除されるが、会員としての権利を有する。

第3章 役員

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

(1) 支部長 1名

(2) 副支部長 3名以内

(3) 幹事 20名以内(支部長、副支部長を除く)

(4) 監事 2名

(役員を選出)

第11条 支部長は、ブロック代議員会において、近畿ブロック所属の学会理事のうちから自薦または他薦により立候補した者の互選により選出する。

2 副支部長は、ブロック代議員会において、その任にふさわしい者を幹事のうちから支部長が指名し、出席者の過半数の承認を得て選出する。

3 幹事は、近畿ブロック所属の学会理事（支部長を除く）が就任する他に、ブロック代議員会において、学会役員の経験や地域、職種を考慮して支部長が指名し、出席者の過半数の承認を得て選出される。

4 監事は、ブロック代議員会において、幹事（支部長、副支部長を含む）ではない近畿ブロック所属の学会代議員のうちからこれを選出する。

（役員の任期）

第12条 役員の任期は、学会の役員任期に準じる。ただし、任期満了後であっても、後任者が選出されるまではその職務を行わなければならない。

（役員の職務）

第13条 支部長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 支部長、副支部長、近畿ブロック所属の学会理事は、協力および分担して、近畿地方会の開催（主催の委託を含む）にあたる。

4 幹事は、本会の会務を掌理する。

5 監事は、本会の会務および会計を監査する。また、幹事会に出席し、所管事項に関する意見を述べることができる。

（顧問）

第14条 本会に、顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、ブロック代議員会の議決を経て支部長が委嘱する。

3 顧問は、本会が行う会議に出席し、あるいは、支部長以下のすべての役員に対して直接、意見を述べたり、助言をしたりすることができる。

4 顧問の会費は、これを徴収しない。

（報酬等）

第15条 役員および顧問はすべて無報酬とする。

2 役員および顧問には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第4章 会議

（会議）

第16条 会議は、ブロック代議員会、幹事会、運営会議とする。後2者は、電子的に行うことも可能とする。

（ブロック代議員会）

第17条 ブロック代議員会は、本会の最高議決機関である。

2 ブロック代議員会は、毎年1回近畿地方会の会期中に開催する。また、幹事会の決定により、臨時に開催することができる。

3 ブロック代議員会は、会則の変更、役員の選出およびその他本会の運営に関する重要事項の議決ならびに承認を行う。

4 ブロック代議員会の議長は、支部長がこれに当たる。

（幹事会）

第18条 幹事会は、支部長、副支部長、幹事をもって構成し、会務の執行に当たる。

2 緊急の会務の執行に関しては、運営会議をもって、これに代替することができる。

（運営会議）

第19条 運営会議は、支部長、副支部長、近畿ブロック所属の学会理事をもって構成し、本会の運営および会務の執行等に関する協議を行う。

第5章 会計

（経費）

第20条 本会の経費は、会費、寄附金、補助金、その他の収入金をもって支弁する。

（会計年度）

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（財産の管理責任）

第22条 本会の財産は、支部長の指示の下、事務局が管理する。

（本会則は平成23年11月20日より施行する）

* 1) 平成24年9月30日 一部改定

* 2) 平成26年11月30日 一部改定